大 監 第 50 号 令和 2 年 10 月 29 日

大阪市監査委員森伊 吹同松 井 淑 子同大 内 啓 治同西 川 ひろじ

住民監査請求について(通知)

令和2年9月24日付けであなたから提出された地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

第1 請求の内容

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については請求書等記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書 の内容は省略した。

1 請求の要旨

(1) 対象となる財務会計上の事実

令和2年1月 偽造部活動指導員出勤簿の作成 財務会計上の行為

大阪市教育委員会は、令和2年2月17日、部活動指導員Aの部活動指導員に支払われた報酬180,000円の内(合計12時間分)30,000円を不正に支出した。

大阪市教育委員会事務局

指導部学校保健体育グループ・砂場総括指導主事

指導部中学校教育担当·盛岡課長

指導部首席主事·西田首席指導主事

教務部服務・監察グループ・合田係長

(2) その行為が違法又は不当である理由

令和2年3月17日 2月分の報酬が振り込まれなかった為に、大阪市教育委員会に問い合わせを繰り返した結果、大阪市教育委員会事務局が公益通報に関連して偽造出勤簿を作成したと確信、令和2年4月9日大阪市教育委員会に開示請求を行った結果、偽造出勤簿が開示された。

【開示請求】

- ①私がB中学校に提出した令和2年1月分の部活動指導員出勤簿
- ②偽造され提出された令和2年1月分の出勤簿

(3) その結果、大阪市に生じている損害

偽造出勤簿には、Aが出勤していない日(令和2年1月4・5日)、令和2年1月12日2時間の勤務に対して4時間勤務とし、令和2年1月13日から自宅待機を命じたにも拘わらず4時間勤務とし、印(三文判)が押され出勤とした。合計12時間分30,000円が不正に支払われ、また、Aが申請していない有休休暇(年休11日)と記載されている。

(4)請求する措置の内容

偽造出勤簿に基づいて不正に支払われた30,000円の返還を求める事。 厳正な調査と関係者の処罰、再発防止策の策定と公表。

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

第2 判断に至った理由

地方自治法(以下「法」という。)第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、個別具体的に特定された職員等による財務会計上の行為等によって、当該地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求する必要がある。

上記の点から、本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討した。

本件請求において請求人は不正に支払われた30,000円の返還を求めることと、厳正な調査と関係者の処罰、再発防止策の策定と公表を求めている。

このうち、30,000円の返還請求について、B中学校は、令和2年9月23日に学校運営支援センターに対し、Aの令和2年1月分実績に係る報酬について、実勤務時間数に誤りがあったとして、30,000円を戻入させるのに必要な事務手続きを依頼し、同年同月24日に発行された過年度分給与の戻入を事由とする30,000円の納入通知書を、同年10月8日にAに交付することで、同額の返還請求を行っている。

したがって、請求人が求める、本市がこうむった損害を補填するための措置は既に取られており、監査請求によって重ねてこの措置を講ずることを求める必要性は認められない。

また、厳正な調査と関係者の処罰、再発防止策の策定と公表は、本市がこうむった損害を補填するための請求ではない。

よって、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断した。